

2023年度秋学期 授業料免除等 変更申請の手引き

変更申請：春学期に大学独自の授業料免除等に一括申請を行った者で、申請後、家計状況に何らかの変化があった場合、所定の受付期間中に**変更のあった部分のみ**を申請しなおす制度です。

申請期限：2023年10月23日(月)

◎提出が必要な書類

【1】全員が提出する書類(3点)

授業料免除等「変更申請」書類の

- 提出書類チェックリスト【様式1】
- 受付書(本人控)【様式2】
- 家計調書【様式4】

+

【2】変更部分に関する書類

変更事項の証明書類

※詳細は下表を参照

◎変更事項別の必要書類

変更事項	必要書類の例 ●…本学様式に必要事項記入 / ○…勤務先、市区町村役所等より入手
家計支持者死亡	○住民票(原本。死亡年月日の記載されたもの)または死亡診断書のコピー
風水害等の被害	○雇(被)災証明書、雇(被)災額を証明する書類
世帯人数の変更	○住民票(原本) 新たに世帯に加わった者が ・就学者の場合：●経済支援制度申請専用在学証明書【様式6】(小・中学生は不要) ・就学者以外(乳幼児除く)の場合：●収入状況申告書【様式5】 ○収入に関する証明書(源泉徴収票のコピー等) ○最新の所得・課税証明書(所得額・住民税額の記載があるもの。無収入の場合も提出)
独立生計者となった	○住民票(原本) ●本人(配偶者がいる場合は配偶者も含む)の収入状況申告書【様式5】 ○収入に関する証明書(源泉徴収票のコピー等) ○最新の所得・課税証明書(本人および配偶者分、所得額・住民税額の記載があるもの。無収入の場合も提出) ●家計状況申告書【様式11】 ○本人の健康保険証のコピー(家計状況申告書【様式11】に貼付) ○アパート契約書等のコピー(入居者氏名、住所、契約期間、家賃が確認できる部分)
就学状況の変更	就学状況に変更のあった者が ・新たに就学者となった場合：●経済支援制度申請専用在学証明書【様式6】 ・就学者でなくなった場合：●変更のあった者の収入状況申告書【様式5】 ○収入に関する証明書(源泉徴収票のコピー等) ○最新の所得・課税証明書(所得額・住民税額の記載があるもの。無収入の場合も提出)
家族の退職	●変更のあった者の収入状況申告書【様式5】 ○退職日が確認出来る書類のコピー(提出できない場合は、退職に関する証明書【様式8】を勤務先に証明してもらい提出) ○雇用保険の受給に関する書類のコピー(失業手当を受給している場合のみ提出)
収入の増減	●変更のあった者の収入状況申告書【様式5】 ○年間支給見込証明書【様式7】または給与明細3ヶ月分以上のコピー
家族の就職	●変更のあった者の収入状況申告書【様式5】 ○年間支給見込証明書【様式7】または給与明細3ヶ月分以上のコピー
長期療養者控除の追加申請 ※療養期間6ヶ月以上かつ1年間の自己負担による療養費の合計支出額が20万円以上	○医師の診断書(原本。療養期間が記載されているもの。) ●自己負担明細表【様式9】 ○医師の診断書により証明された病気にかかる療養費の領収証(コピー可。2022年10月1日～2023年9月30日の期間のものを、長期療養費領収書貼付用紙【様式10】に貼付。)

※原則、変更申請以外の家計状況変化の申し出は審査に反映されません

※その他の変更事項についても、変更した部分がわかる書類を添付して提出してください。

2023年度の注意事項（重要）：

新型コロナウイルスの影響により収入が減少した世帯で、下記の対象要件を満たす場合は、**この手引きで案内する「変更申請」ではなく、「家計急変の特別授業料免除制度」に申請をしてください。**この家計急変の免除制度へ申請することにより、減少後の世帯収入で審査を受けることができます。申請に関する詳細は10月以降に[学生支援課ウェブサイト](#)でお知らせします。

◎家計急変の特別授業料免除制度 対象要件

【日本人学生】：下記 1、2 を共に満たしている者を対象とする。

1. 新型コロナウイルス感染症の影響により下記のどちらかに該当すること。
 - ・国や地方公共団体が、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による収入減少があった者等を支援対象として実施する
公的支援の受給証明書のコピーを提出できること。
 - ・事由発生後の生計維持者全体の所得が、**2019年、2020年、2021年**もしくは**2022年**の所得と比較し**1/2以下**となっていること。

2. 事由発生後の世帯所得が、大学が実施する授業料免除の免除基準範囲内となっていること。

【私費外国人留学生】：本人もしくは家族が日本で働き、主に日本での収入により学費を支弁しており、その収入が新型コロナウイルス感染症の影響により、**2019年、2020年、2021年**もしくは**2022年**の**1/2以下**となっていることを証明できる私費外国人留学生。